



広報

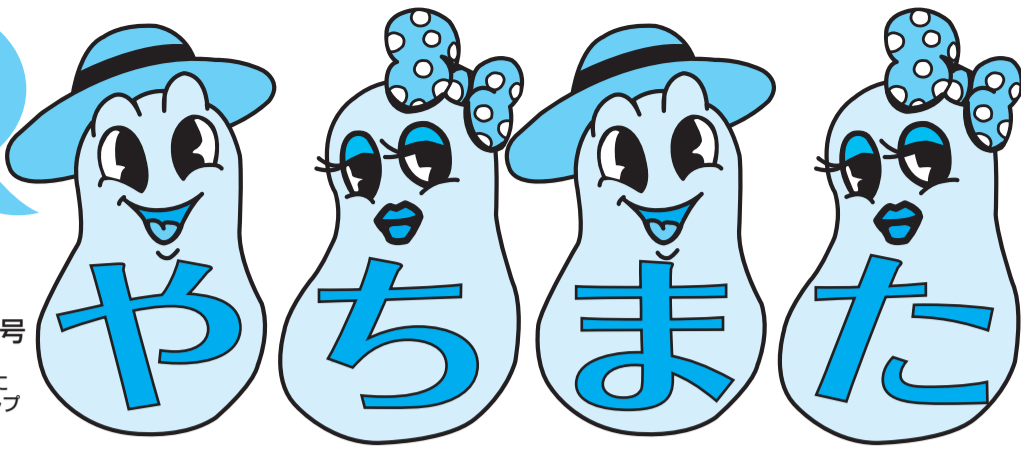
今年も残り
少なくなりました

NO.698

平成25年

12月1日号

この広報紙は、環境に
配慮したパーソンパルプ
を使用しています。



●発行 八街市
●編集 総務部秘書広報課
●発行日 毎月1日・15日
〒289-1192
千葉県八街市八街ほ35番地29
☎(043) 443-1111
ホームページ
http://www.city.yachimata.lg.jp/

人口の動き 11月1日現在 人口 74,347人 (前月比 -52人) 男 37,685人 女 36,662人 世帯数 30,375世帯

野焼きは禁止されています

「近所で草木を燃やして
いてけむりたい」、「煙が入
るため窓が開けられない」、
「洗濯物に臭いがついて困
る」、「体調の悪い人がい
るので野焼きされると困る」
といった苦情が、毎年多く
寄せられています。

野焼きとは？

適法な焼却施設以外で廃
棄物(ごみ)を燃やすこと
を「野焼き」と言い、「廃
棄物の処理及び清掃に関す
る法律(以下、廃棄物処理
法といいます)」で原則と
して禁止されています。

「野焼き」には、地面で
直接焼却を行う場合だけで
なく、ドラム缶・ブロック
囲い・素堀りの穴・法で定
められた基準を満たしてい
ない焼却炉での焼却行為な
ども含まれ、一般家庭で
ごみの焼却行為はほとんど
「野焼き」に該当するもの
と考えられます。

野焼きはダイオキシンの発 生源

野焼きをするとばい煙や
悪臭だけでなく、有害物質
であるダイオキシンが発生
します。

ダイオキシンは燃焼過程
で十分に温度が上がらない
状態や酸素が足りない状態
で不完全燃焼を起こしたと

きに発生しやすいといわれ
ています。

廃棄物は野焼きせずに、
市のごみ収集や資源物の分
別収集に出すなど適正な処
理をしましょう。

野焼きは法律で禁止されて います

野焼きや不適正な焼却は、
「廃棄物処理法」で、特別
な場合を除いて禁止されて
います。

悪質な野焼きを行った者
には5年以下の懲役、10
00万円以下の罰金のい
ずれかまたはその両方が科
せられます。(廃棄物処理
法第25条第1項第15号)

また、法人にあっては3
億円以下の罰金が科せられ
ます。

【例外として認められてい るもの】

○風俗習慣上または宗教上
の行事を行うために必要
な廃棄物の焼却

○農業者、林業または漁業を
営むためにやむを得ない
ものとして行われる廃棄
物の焼却

例 畑での病虫害予防のた
めの農作物(つるな
ど)の焼却や水田での
稲わらの焼却など

例 畑での病虫害予防のた
めの農作物(つるな
ど)の焼却や水田での
稲わらの焼却など

○たき火などの焼却であつ
て軽微なもの

例 たき火、キャンプファ
イヤーなどを行う際の
焼却

※ただし、例外的に認めら
れている場合でも野焼きは
必要最小限にとどめてくだ
さい。

やむを得ず行う場合は、
風の向きや強さ・時間帯・
周辺の環境などに十分配慮
して焼却を行ってください。
**野焼きを発見したら環境課
に通報してください**

指導内容および結果を申
立人に回答することとして
おりますが、場合によって
は、市で対応・指導できな
いケースもありますので、
苦情の相談や申し立ての際
は、必ず内容・氏名および
連絡先をお教えください。

なお、申し立てをされた
方の氏名などを外部に公表
をすることは一切ありませ
ん。

近隣に住む方々へ迷惑を
かけないためにも、皆さん
のご協力をお願いします。

詳しくは、市役所環境課
443-1406へ。

受賞おめでとうございます 八街市・八街市教育委員会定例表彰式

11月4日、市総合保健福
祉センターで市政の発展に
尽力された方をたたえる平
成25年度八街市・八街市教
育委員会定例表彰式が行わ
れ、今回は功績が顕著な7
人と1団体に市または市教
育委員会から表彰状と記念
品が贈られました。

うため、平成26年2月に実
施する予定です。

市表彰受賞者(敬称略)
三本 英通(朝日区)
黒川 二三夫(西林区)
松下 正治(榎戸区)
渡邊 和代(朝日区)
山本 昇(五区)
山本 孝男(砂区)
砂区
市教育委員会
表彰受賞者(敬称略)
片山 晟(大東区)

